

災害時における工業保安関係施設被害状況等把握マニュアルに係るQ&A

< マニュアル全般に係るQ&A >

	質問	回答
1	本マニュアルの目的は何ですか。	大規模地震や気象警報発表時に発生した被害について、県として必要最小限の情報を迅速に収集し、県の災害対応に活用するとともに、国(経済産業省等)に報告することです。
2	本マニュアルは、石油コンビナート等特別防災区域内の事業所についても適用されますか。	石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に定める特定事業所内に設置する施設については、本マニュアル2(1)のとおり、適用されません。 同区域内の事業者に対しては、「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」(下記URL参照)が適用されます。 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5050/p673464.html
3	本マニュアルによる報告の求めは、高圧ガス保安法第61条又は火薬類取締法第42条に基づくものですか。	本マニュアルによる報告の依頼は、高圧ガス保安法第61条又は火薬類取締法第42条に基づいて行うものではありません。災害対応を迅速に進める上で事業者の皆様にご協力をお願いするものです。
4	本マニュアルによる報告を行った後に、改めて法に基づく報告を求められることがありますか。	別途、法の規定に基づき事故報告等を求める場合がありますので、予めご承知おきください。
5	本マニュアルによる報告をすれば、高圧ガス保安法第63条又は火薬類取締法第46条に基づく事故届の提出は不要ですか。	高圧ガス保安法事故措置マニュアルや火薬類取締法事故措置マニュアルに定める事故が発生した場合は、本マニュアルに基づく報告を第1報として扱いますが、確報の提出まで、別途各法に基づく事故報告(事故届等)を行っていただきます。
6	報告内容は、県内部でどのように使用されますか。	緊急性を有する漏えい事故等がないか、把握するとともに、必要に応じて物資の融通を行うなど、県災害対策本部において活用されます。また、事故発生状況を国(経済産業省等)に報告するための基礎資料として用います。なお、災害状況を報道機関に発表することも想定していますが、周辺への影響がある場合を除き、統計的な数字として公表する予定です。
7	把握した被害の状況は、報告に協力した各事業者にも通知されますか。	大規模な災害の場合には、報道機関への発表を想定していますので、その際には、ご協力いただいた各指定事業者及び関係保安団体に情報提供します。
8	地震発生及び津波警報発表時は類似の様式で消防へFAX(第一報、第二報)することになっていますが、様式を兼用することはできますか。	県に報告する内容を含んでいれば、消防へ送信した書式を兼用することができます。 その場合、県様式の重複欄には「別紙のとおり」と記載し、消防の様式と併せて送信してください(重複しない項目には記入をお願いします。)

< 地震発生時の報告に係るQ&A >

	質問	回答
9	報告が必要な地震の規模はどれくらいですか。	県内で震度5強以上が観測された場合です。
10	県内の一地点でも震度5強以上を観測されれば、報告が必要ですか。	県内を東部、西部の二地域に分け、地域内において震度5強以上の地震が観測されたとき、地域内に所在する全ての指定事業者は、県に報告してください。
11	地震時の報告はいつまでにすればよいですか。	第一報は発災から2時間以内、第二報は発災の二日後を目安に報告してください。

12	夜間や休日に災害が発生した場合には、十分な点検要員が確保できず、短時間で正確な被害情報を把握することは困難です。	災害発生時の状況に応じ、可能な範囲において把握できた情報を報告してください。 また、報告した内容に錯誤があった場合には、錯誤が判明した時点で修正報告をいただくことで、支障ありません。
13	第一報と第二報では、点検や報告の範囲について違いはありますか。	点検や報告の範囲に違いはありません。 第一報の時点で全ての欄に記入して報告していただくことが望ましいですが、第二報の時点で変更点や追加情報を加除修正していただくことで差し支えありません。
14	第一報と全く同じ内容でも、第二報の報告は必要ですか。	改めて報告日時を更新した報告をお願いします。

15	火薬庫等が遠方にあり、現場に到達するまでに相当の時間が必要ですが、地震時の報告はどの時点で 行うべきでしょうか。	まず、発災から2時間以内を目途に、「現場急行中である旨」と「現場確認の見込み日時」をご報告ください。次いで、現場の確認ができた後に、改めて報告をお願いします。 なお、土砂災害等により現場への到達が不可能である場合には、その旨ご報告ください。
16	地震に併せて津波のおそれがある場合でも、避難に先立ち報告を行う必要がありますか。	津波のおそれがある場合は、第一に安全な場所に避難してください。報告は、津波警報等が解除され、安全が確認された時点で行ってください。

< 津波警報等発表時の報告に係るQ&A >

	質問	回答
17	報告が必要な津波の規模はどれくらいですか。	神奈川県沿岸に大津波警報が発表された場合です。
18	沿岸域や河口近くではありませんが、津波に対する報告は必要ですか。	県は、津波による浸水が想定されている地域に所在する指定事業者に対して報告を依頼します。 県からの依頼がない場合には、報告をする必要はありません。
19	津波に係る被害の報告はいつまでにすればよいですか。	警報が解除され、安全が確認された時点で報告をお願いします。

< 気象警報等発表時の報告に係るQ&A >

	質問	回答
20	近年、大雨警報などの気象警報が頻繁に発表されていますが、その都度報告が必要ですか。	県は、大雨特別警報が発表され、県災害対策本部又は現地災害対策本部が設置された場合に限り、当該市町村に係る火薬類取扱施設を設置する指定事業者に対して報告を依頼します。 県からの依頼がない場合には、報告をする必要はありません。
21	気象警報に係る被害の報告はいつまでにすればよいですか。	警報が解除され、安全が確認された時点で報告をお願いします。

< 報告の共通事項に係るQ&A >

	質問	回答
22	全く被害がない場合でも報告は必要ですか。	県は、被害がないという情報も重要情報と捉えていますので、お手数ですが、報告をお願いします。 なお、報告後で被害が判明した場合には、判明した時点で修正報告をしてください。
23	報告をしなかった場合は、どうなりますか。	事業者の皆様にご協力をお願いするものですが、必要に応じて法の規定に基づき報告等を求める場合もあります。
24	電子メールによる報告は、工業保安課と地域センターの両方に送信する必要がありますか。	共通アドレス(kouhohigai@pref.kanagawa.jp)に送信いただいたメールは、全ての地域センターに自動転送されますので、地域県政総合センターへの送信は不要です。
25	電子メールによる報告ができませんが、どうすればよいですか。	ファクシミリにより報告をお願いします。ファクシミリによる場合は、工業保安課のほかにも事業所を所管する地域県政総合センターへの同時送信をお願いします。
26	停電時には、電子メールもファクシミリも使用できない可能性があります。その他にはどのような報告方法が採ればよいですか。	携帯電話のメール機能、ショートメールをご利用いただくなどの方法が考えられますが、全く通信手段がなくなった場合は、復旧後に報告をしてください。

27	電話による口頭での報告は可能ですか。	大規模な災害が発生した場合、県内部及び窓口においても混乱が生じ、電話応答が困難になる可能性が高いため、極力、電子メール又はファクシミリによる報告をお願いします。
----	--------------------	--

<その他の事項に係るQ&A>

	質問	回答
28	防災訓練の一環として、災害時以外にも、県に訓練様式を送付してもよいですか。	問題ありません。 その場合、必ず、訓練であることを明記してください。 なお、訓練の前にご連絡をいただければ幸いです。
29	電子メールの表題や、添付ファイルの命名に当たってルールがありますか。	次のとおりとしてください。 ＜事業所略称＞(第 報)把握M報告 また、訓練の場合には、次のとおりとしてください。 【訓練】＜事業所略称＞(第 報)把握M報告